

LPガスの取引適正化に向けた 制度改革について

茨城県 防災危機管理部
消防安全課 産業保安室

液化石油ガス法「改正省令」の概要

- ・ 下記(1)及び(3) : 2024年7月2日施行
- ・ 下記(2) : 2025年4月2日施行

(1) 過大な営業行為の制限

～ いわゆる「無償貸与」など、過大な利益供与を通じた囲い込み行為を抑止するため、下記の措置を講じる。

- ① **正常な商慣習を超えた利益供与の禁止** (改正省令第16条第15号の3、4)
- ② **消費者の事業者選択を阻害するおそれのある、LPガス事業者の切替えを制限するような条件付き契約締結等の禁止** (改正省令第16条第15号の5、6)

(2) 三部料金制の徹底 (設備費用の外出し表示・計上禁止)

～ 消費者に不透明なかたちでLPガス消費に関係のない費用をLPガス料金に上乗せしてして回収している現状を是正するため、下記の措置を講じる。

- ① **基本料金、従量料金、設備料金からなる三部料金制 (設備費用の外出し表示) の徹底**
(改正省令第16条第15号の7)
- ② **電気エアコンやWi-Fi機器等、LPガス消費と関係のない設備費用のLPガス料金への計上禁止**
(改正省令第16条第15号の8)
- ③ **賃貸住宅向けLPガス料金においては、ガス器具等の消費設備費用についても計上禁止**
(改正省令第16条第15号の9)

(注) 上記①は新規契約・既存契約ともに適用。

上記②及び③は新規契約のみ適用 (既存契約は早期移行努力義務)。(改正省令附則第2条、第3条)

(3) LPガス料金等の情報提供

～ 入居後は事実上LPガス事業者を変更できないといった実態を踏まえ、賃貸住宅に入居するよりも前に、LPガス料金の情報を消費者が入手できるよう、下記の措置を講じる。

- ① **入居希望者へのLPガス料金の事前提示の努力義務** (入居希望者に直接又はオーナー、不動産管理会社、不動産仲介業者等を通じて提示) (改正省令第16条第15号の2)
- ② **入居希望者からLPガス事業者へ直接情報提供の要請があった場合は、それに応じることを義務付け** (同上) 16

(1) 過大な営業行為の制限 2024年7月2日施行

- ① 正常な商慣習を超えた利益供与の禁止
- ② 消費者の事業者選択を阻害するおそれのある、LPガス事業者の切替えを制限するような条件付き契約締結等の禁止

●本規律の趣旨・狙い

- ・ いわゆる「無償貸与」など、オーナー等に対して過大な利益供与を行うという商慣行そのものを是正
(=消費者に対する不透明で高額な料金請求という課題の根本原因の是正)
事業者切替えを不当に制限することを禁止することで、消費者がLPガス事業者を選択しやすい環境を整備

●「利益の供与」とは？

- － 設備の無償貸与や安値提供、フリーメンテナンスサービス等の物品・サービスの提供に加え、
- － 紹介料等の名目による切替え手数料の支払い、回収代行手数料等の名目によるLPガス料金の一部のキックバック、LPガスボンベ置き場の賃借料や広告宣伝費等の名目による金銭的な利益の提供が含まれる。

●問題となりうる行為の例

- ① 賃貸集合住宅等のオーナー等に対して、LPガス事業者を切り替える条件として、設備の無償貸与、当該設備のフリーメンテナンス、入居者たる消費者紹介にかかる謝礼金やLPガスボンベ置き場の賃借料の支払い等、様々な名目により利益供与を行うこと
- ② 消費者に対して値上げありきの安価なLPガス料金を提示すること
- ③ オーナーや一般消費者等との設備貸与契約やその他契約において、以下の条件を設ける等により、消費者によるLPガス事業者の選択を不当に阻害すること
 - i) 契約の解除を一切もしくは長期間許容しない期間や条件を設けること
 - ii) 契約の解除に関して、月々のLPガス料金に照らして高額な違約金規定や貸与設備等の買取条項や返金条項を設けること
 - iii) 消費者からの申出がない限り契約期間終了時に契約を自動的に更新するという契約において、更新を拒否できる期間を極めて短い期間とすること

(1) 過大な営業行為の制限 2024年7月2日施行

- ① 正常な商慣習を超えた利益供与の禁止
- ② 消費者の事業者選択を阻害するおそれのある、LPガス事業者の切替えを制限するような条件付き契約締結等の禁止

●問題となりうる行為の考え方・留意点

- ・ **オーナー等に対する継続的な利益供与※**は、**LPガス事業者の切り替えを長期にわたって阻害する効果を有する。** ※例えば、フリーメンテナンス契約、LPガス料金の一部のキックバック、LPガスボンベ置き場の賃借料の支払い、広告宣伝費の支払い等。
- ・ **いわゆるブローカーや仲介業者**など、LPガス営業を代行・仲介する事業者に対して支払う報酬が、LPガス販売契約の違約金に含まれるなどして高額となり、**結果としてLPガス事業者の切替えを阻害する効果を有する。**
- ・ **いわゆるブローカーや仲介業者**など、LPガス事業者の切替え営業を代行する事業者等による**営業行為が問題**となったときは、その責任はLPガス事業者自身が負うこととなる。

●LPガス事業者による説明責任

- ・ LPガス事業者は、**個々の営業行為や契約等の条件について**、他の事業分野の事例も参考にしつつ、正常な商慣習を超えた利益供与ではない、LPガス料金の低減に資する行為である、LPガス事業者の切替えを不当に制限するものではない等、**対外的に根拠をもって説明でき、それが第三者から妥当であると評価されるようにしておく必要**がある。

●望ましい行為

- ・ **オーナー等に対する利益供与行為が、事業者間の健全な競争を阻害し、消費者に不利益をもたらす可能性を鑑みれば、そうした利益行為については、過大なものかどうかにかかわらず、一切行わない方向で取り組んでいくことが望ましい。**
- ・ いわゆる「貸付配管」は、消費者による**LPガス事業者の選択を阻害しうるものであることから、今後の新規契約においては、建物所有者と配管所有者を一致させ、貸付配管を行わない方向で取り組んでいくことが望ましい。**

(2) LPガス料金等の情報提供 2024年7月2日施行

- ① 入居希望者へのLPガス料金の事前提示の努力義務（入居希望者に、オーナー、不動産管理会社、不動産仲介業者等を通じて提示）
- ② 入居希望者からLPガス事業者へ直接情報提供の要請があった場合は、それに応じることを義務付け

※ 令和3年6月の通知（及び本年2月29日付けの再周知の通知）に記載されている内容を法定化。

●本規律の趣旨・狙い

- ・賃貸集合住宅等においては、その構造上、入居者たる消費者は、オーナーや不動産管理会社等が選定したLPガス事業者としか契約できないという制約があるところ、**消費者が、LPガス料金等の情報を知った上で入居することができるようにする。**

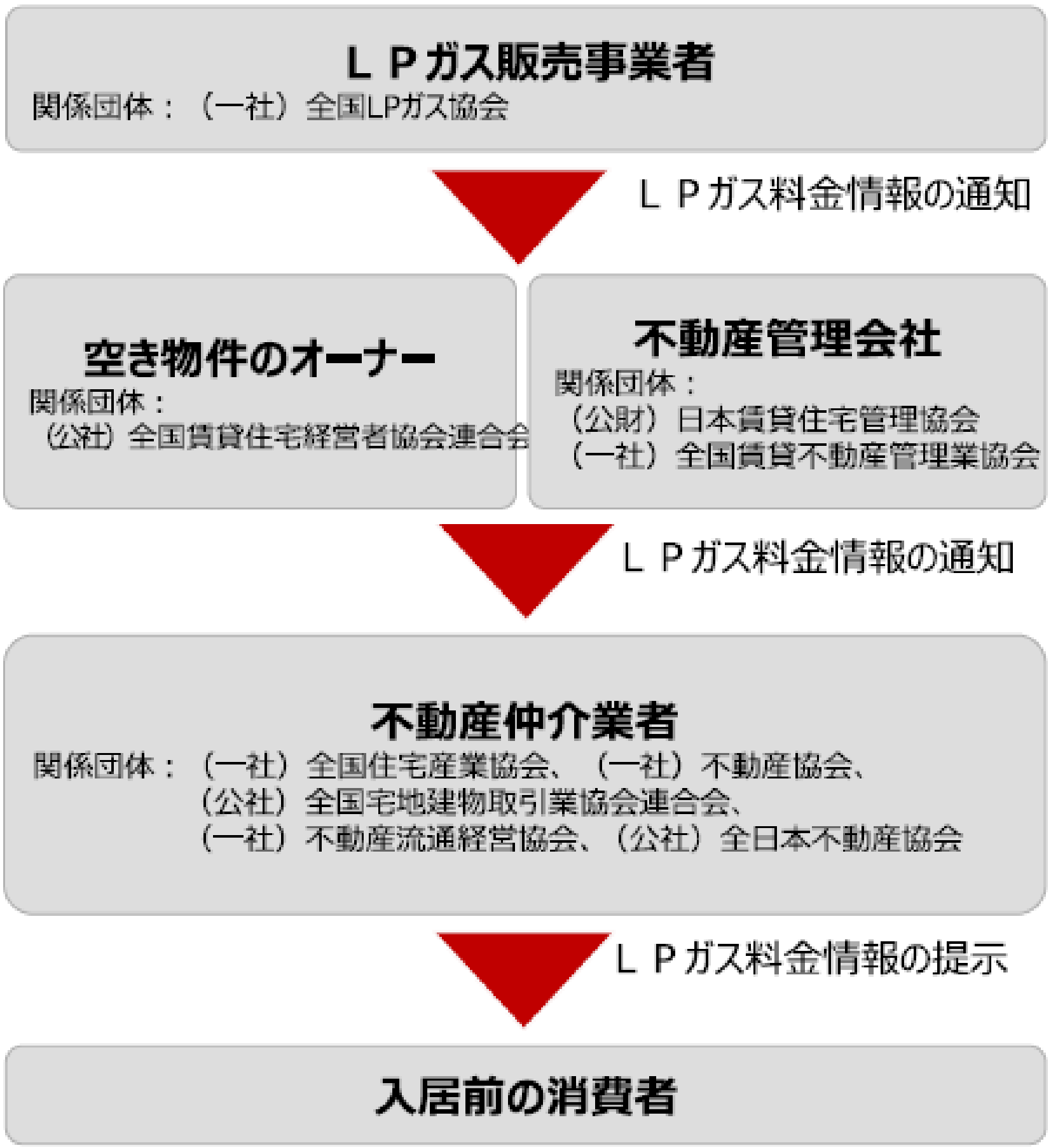
●LPガス事業者による説明責任

- ・消費者等がLPガス料金等の情報を知った上で入居することができるよう、以下の事項に取り組み、不動産関係者から適切に情報提供されるようにする必要がある
 - ① 日頃から、当該住宅のLPガス料金表等の情報を不動産関係者に提供すること
 - ② 上記料金に変更が生じた場合は、遅滞なく変更後のLPガス料金表を再度提供すること
 - ③ 不動産関係者から情報提供した料金について問い合わせがあった場合は、適切かつ迅速に対応すること
- ・消費者から直接LPガス料金等の問い合わせがあった場合は、それに応じなければならない。

●問題となりうる行為の例

- ・不動産関係者に対し、当該住宅のLPガス料金表ではなく、標準的な料金メニュー提示すること

＜LPガス料金等の情報提供の流れ＞



（様式）

LPガス料金表（例）
（令和〇〇年〇〇月現在）

別添

物件名称 _____

部屋番号等： _____

販売事業者名 _____

連絡先（電話番号）： _____

【料金内訳（月額、消費税込み）】

基本料金	：	〇〇〇〇円
従量料金	：	〇〇m ³ まで〇〇〇〇円、〇〇m ³ ～〇〇m ³ 〇〇〇円、 〇〇m ³ ～〇〇m ³ 〇〇〇円、〇〇m ³ 以上〇〇〇円
設備料金	：	該当なし
原料費調整制度による調整額	：	算出方法： 現時点の調整額：〇〇〇円 現在の調整額については、上記連絡先へお問い合わせください。（該当がない場合は、「該当なし」と記載。）

【上記料金による使用量別料金早見表（単位：円／月（消費税込み））】

m ³ \ m ³	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9
0										
10										
20										
30										
40										

以上

(3) 三部料金制の徹底（設備費用の外出し表示・計上禁止） 2025年4月2日施行

- ① 基本料金、従量料金、設備料金からなる三部料金制（設備費用の外出し表示）の徹底
- ② 電気エアコンやWi-Fi機器等、LPガス消費と関係のない設備費用のLPガス料金への計上禁止
- ③ 賃貸住宅向けLPガス料金においては、ガス器具等の消費設備費用についても計上禁止

（注）上記①は新規契約・既存契約ともに適用。上記②及び③は新規契約のみ適用（既存契約は早期移行努力義務）。

●本規律の趣旨・狙い

- ・ 不透明で高いと指摘されているLPガス料金について、料金の透明性を高めつつ、費用回収のあり方を適正化。

＜費用回収のあり方（計上禁止規定）に係る考え方＞

- エアコンやインターホン等、LPガス消費とは関係ない費用をLPガス料金として回収するのは不適當。
- 賃貸集合住宅のオーナー等が設置した、給湯器、エアコン等の設備の費用は家賃として回収されるべきものであり、LPガス料金として回収するのは不適當。

●LPガス事業者による説明責任

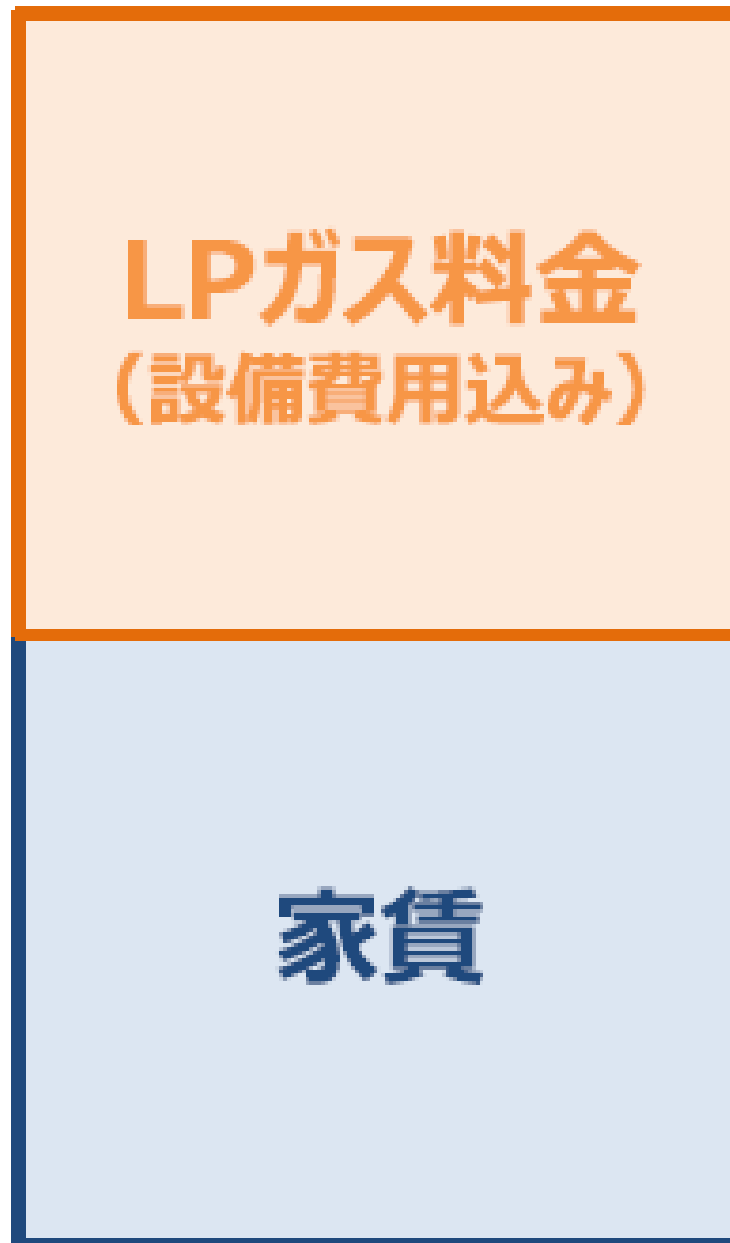
- ・ 消費者に対してLPガス料金を請求するときは、基本料金・従量料金・設備料金の3つに整理して通知しなければならない。（該当する料金がない場合でも「該当なし」または「0円」と記載する必要あり）
- ・ LPガス料金に、設備料金が含まれていない（該当なし、0円）とする場合、対外的に説明できるようにしておく必要。特に、賃貸集合住宅等のオーナー等に対して無償で設備償貸与等を行っている場合、消費者が負担するLPガス料金でその費用を回収していると考えられることから、客観的な根拠により当該費用を含めていないと説明できるようにしておく必要あり。

●望ましい行為

- ✓ 2025年4月2日時点で締結済みのLPガス販売契約（既存契約）については、設備費用の外出し表示が求められる一方で計上禁止に係る規律は適用されないが、消費者利益を確保する観点からは、新制度に対応した料金へと早期に見直していくことが望ましい（施行規則附則第3条）。

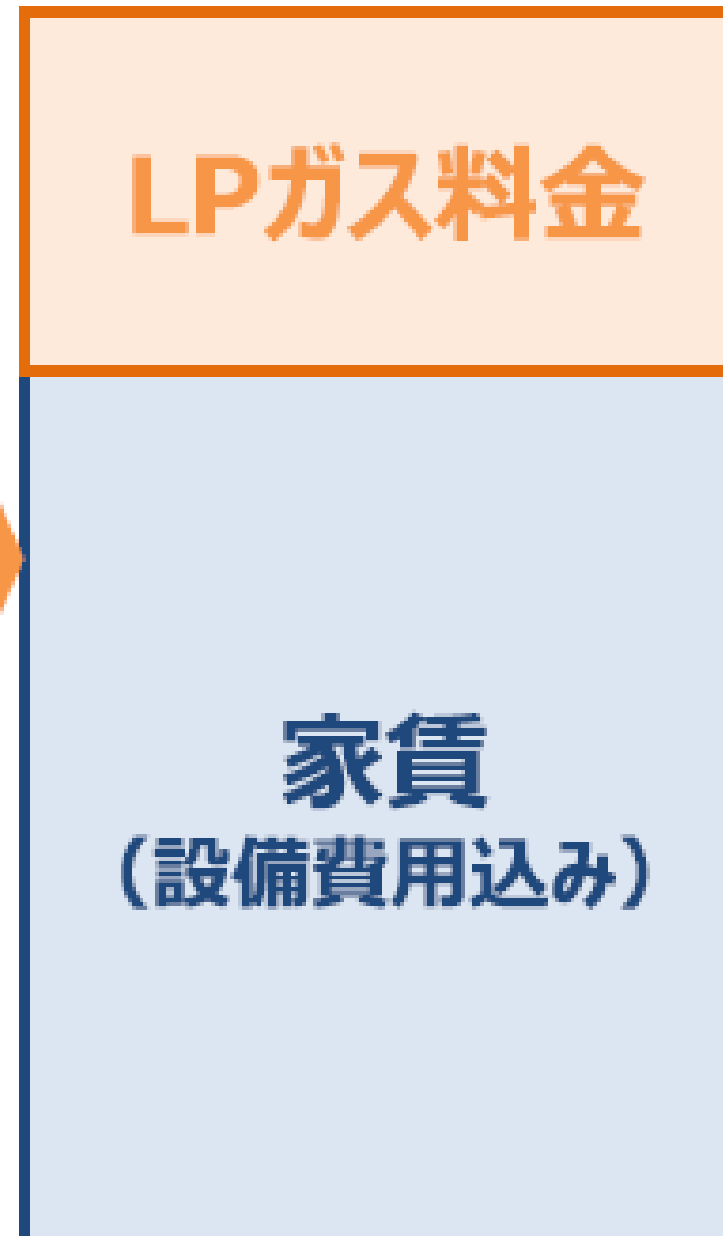
賃貸住宅入居者の負担イメージ

(現時点)

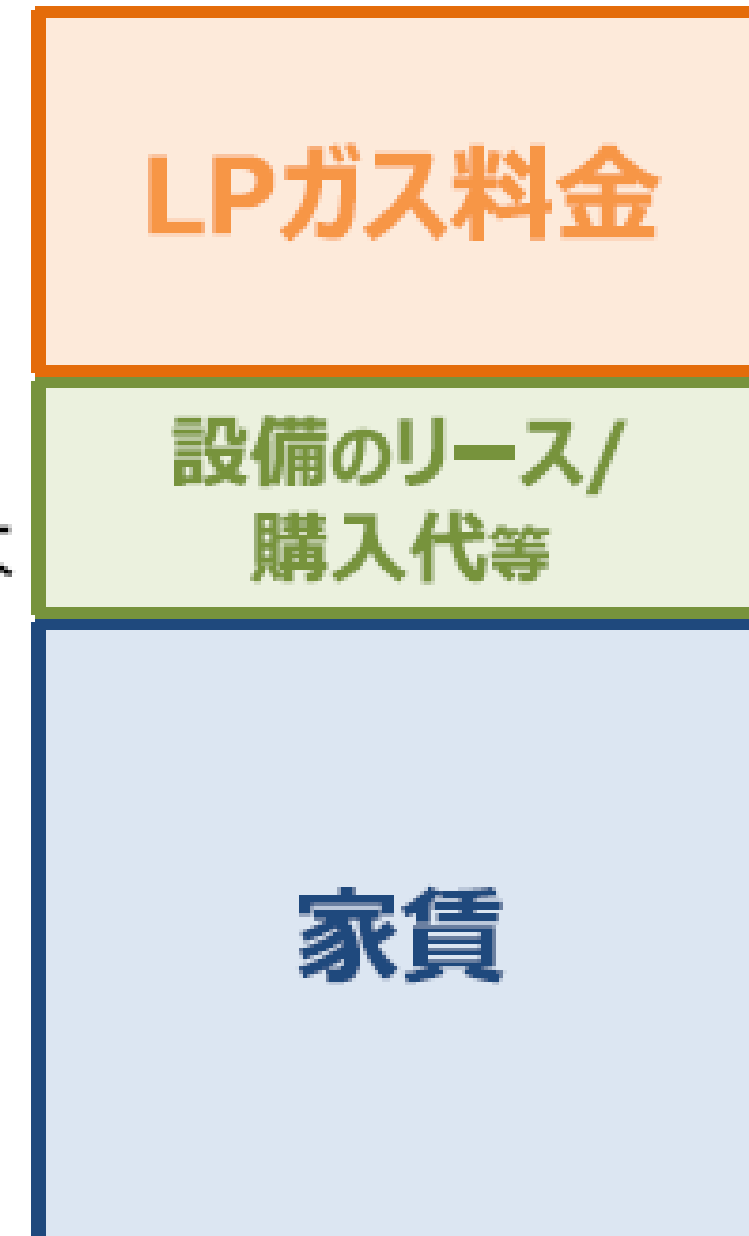


2025年
4月以降の
「新規契約」

(新制度下の新規契約)



又は



＜よくある質問に対する考え方①＞ ※パブリックコメントに対する回答も参照。

【施行前（2024年7月2日より前）に締結した無償貸与契約の取扱い】

（1）自動更新条項

- ✓ 更新期日以降の契約は「新規」扱いとなり、過大な営業行為の制限に係る規律の対象となる。 ※ 消費者に対するLPガスの販売契約についても、更新期日以降の契約は「新規」扱い。
- ✓ 既存契約であっても、三部料金制との関係では規制されうる。すなわち、無償貸与等に係る費用（設備費用）の外出し表示等の対象となる。LPガス料金に当該費用が含まれていない（該当なし、0円）とする場合、客観的な根拠による説明ができるようにしておく必要あり。

（2）施行前に締結したフリーメンテナンス契約

- ✓ 施行前の行為については、過大な営業行為の制限に係る規律の対象外だが、三部料金制との関係では、上記（1）のとおり、規制されうる。
- ✓ 過去に行った行為であったとしても、それがLPガス消費者に不利益をもたらす可能性を鑑みれば、そうした契約等については今後見直していくことが望ましい。

（3）無償貸与契約の引き継ぎ（オーナーチェンジの場合、LPガス事業者を切替える場合）

- ✓ 名義変更や引き継ぎ時点で「新規」扱いとなり、過大な営業行為の制限に係る規律の対象となる。例えば、「残存簿価での買取による引き継ぎ」も、LPガス消費者との契約確保を目的として過大になされるかどうかで判断することとなる。
- ✓ 加えて、三部料金制との関係でも、上記（1）のとおり、規制されうる。

＜よくある質問に対する考え方②＞ ※パブリックコメントに対する回答も参照。

【無償貸与契約と過大な営業行為の制限に係る規律との関係】

(4) オーナー等に対する無償貸与に係る設備等の費用をLPガス料金に計上していなければ問題ない？ ⇒ ×

- ✓ LPガス料金に計上しているかどうかにかかわらず、過大な営業行為の制限に係る規律の対象となる。三部料金制との関係でも外出し表示は必須。その上で、客観的な根拠により説明可能としておく必要。

(5) ガス器具の無償貸与は可能だが、エアコン等ガス消費と関係のない設備貸与は禁止される？
戸建て住宅向けであれば、ガス器具の無償貸与は問題とならない？ ⇒ ×

- ✓ ガス器具であれ、ガスと関係のない設備であれ、過大な営業行為の制限に係る規律の対象となる。戸建てであれ、賃貸であれ、ガス器具の無償貸与は、過大な営業行為の制限に係る規律の対象となる。 *いずれも、LPガス消費者との契約確保を目的として過大になされるかどうかで判断。

【三部料金：施行日（2025年4月2日）以前に締結したLPガス販売契約（既存契約）の扱い】

(6) 既存のLPガス販売契約であれば、設備料金を外出し表示しなくても良い？ ⇒ ×

- ✓ 既存契約であれ新規契約であれ、施行日以降は設備料金の外出し表示は必須。その上で、無償貸与に要した費用（設備費用）がLPガス料金に含まれていない（該当なし、0円）とする場合、客観的な根拠により説明可能としておく必要。

(7) 既存のLPガス販売契約の契約期間満了前に契約者が転居し、別の者が入居した。既存契約の契約期間内であれば設備料金の外出し表示のみで良い？

自動更新条項付きの既存契約についても同様？ ⇒ ×

- ✓ 別の者が入居し契約相手が変更となった時点で「新規」扱いとなり、設備費用の外出し表示に加え、エアコン等の設備費用の計上禁止の対象となる。更新期日以降の契約も「新規」扱いとなり、計上禁止規定の対象となる。

＜よくある質問に対する考え方③＞ ※パブリックコメントに対する回答も参照。

【三部料金：設備料金を「該当なし」等と記載している場合】

(8) 設備費用をLPガス料金で回収していたとしても、「該当なし」「0円」とすればわからないのではないか。

- ✓ 無償又は安い価格で設備提供等をしている場合、LPガス消費者からその費用を回収していると考えられる。このため、LPガス料金に当該費用が含まれていない（該当なし、0円）とする場合は客観的な根拠による説明を求める。

(9) 設備料金を「該当なし」としている物件をLPガス事業者が引き継ぐ場合において、貸与設備の残存価格による買取を求めることは問題ではないか。

- ✓ LPガス事業者による「残存価格による買取」自体は、その時点で、LPガス消費者との販売契約の獲得を目的としない場合、もしくは「過大」なものでなければ、過大な営業行為に係る規律との関係では問題ない。
- ✓ 三部料金制に係る規律との関係では、設備費用の外出し表示や計上禁止規定の対象となる。

(10) 企業の自助努力により給湯器を無償貸与し、LPガス料金として請求しないということも禁止されるのか。

- ✓ 給湯器の無償貸与についても、過大な営業行為の制限に係る規律の対象（過大な営業ではない等、対外的に根拠をもって説明でき、第三者から妥当と評価されるようにしておく必要）。
- ✓ LPガス料金を請求する場合、設備費用の外出し表示は必須。その上で、無償貸与に要した費用がLPガス料金に含まれていない（該当なし、0円）とする場合、客観的な根拠により説明可能としておく必要。

＜よくある質問に対する考え方④＞ ※パブリックコメントに対する回答も参照。

【その他】

●ガス消費配管の所有者がオーナーであれば許可なく緊急対応できなくなってしまうのではないか。

- ✓ LPガス事業者には、法律で保安業務を行う義務が課されており、ガス消費配管の所有権が他者になったとしても、その義務に変わりはない。

●ガス警報器の扱い

- ✓ ガス警報器については、LPガス器具等LPガスを消費する場合に用いられるものとして設備料金に含めるというのが一義的な整理。
 - * 賃貸集合住宅の場合であっても、消費者との間で「消費設備の貸与等に係る費用の負担方法について合意がある場合」は、設備料金として計上することは可能。
- ✓ 他方、ガス警報器については、消費者に設置義務がある場合があることに加え、ガス給湯器やガスコンロ等、LPガスを消費して利用する設備や機器とは異なり、LPガス利用者やその隣接住民等をガス事故から護るために、保安上必要なものとして、LPガスの安全・安心な供給に寄与するものといえる。このため、専ら保安のために用いられる警報器の費用については、供給設備や設備点検等の固定的な費用と同様に基本料金に含めることも差し支えないと考える。

●対外的な説明根拠等

- ✓ 例えば、1) 都市ガスや電気など他の事業分野の事例を参考に、当該営業行為の妥当性を説明する、2) オーナー等に対する利益供与がどのようにLPガス料金の低減につながっているのか、継続的な料金低減が可能なのか等について一定の根拠に基づき説明していくことが考えられる。

<無償貸与設備の引き継ぎについて>

※ 無償貸与契約の引き継ぎ（オーナーチェンジの場合、LPガス事業者を切替える場合）についての質問が数多く寄せられている。ガイドライン改正案のパブリックコメントとしても、複数の意見が寄せられたところ、改めて考え方を整理すると、以下のとおり。

- ✓ 2024年7月2日以降、オーナー等との無償貸与契約については、名義変更や契約の引き継ぎ時点で「新規」扱いとなり、過大な営業行為の制限に係る規律の対象となる。
- ✓ 例えば、契約切り替え前のLPガス事業者が無償貸与した設備について、契約切り替え後のLPガス事業者が「残存簿価で買い取ることより引き継ぐ」行為については、
 - 1) LPガス消費者との契約確保を目的として過大になされる場合や、
 - 2) 当該買取りに係る費用が違約金に含まれるなどして高額となり、LPガス事業者の切替えを不当に制限する場合は、過大な営業行為の制限に係る規律との関係で問題となりうる。
- ✓ 加えて、2025年4月2日以降は、三部料金制に係る規律との関係においても、設備費用の外出し表示や計上禁止規定の対象となる。
- ✓ 特に2025年4月2日以降に締結される、消費者とのLPガス販売契約においては、LPガス料金として設備費用を計上することは原則禁止となる。LPガス料金では費用回収ができなくなることも考慮した上で、貸与設備を買い取るかどうかについて判断する必要あり。
- ✓ なお、無償貸与等を行っている場合であってLPガス料金に設備費用が含まれていない（該当なし、0円）とする場合は、規制当局として、その根拠を確認していく方針。

<無償貸与以外の利益供与について>

- ※ いわゆる「無償貸与」以外の利益供与についての質問も多数寄せられているところ、改めて考え方を整理すると、以下のとおり。
- ✓ 今回の制度改正では、賃貸集合住宅のオーナーに対する利益供与のみならず、戸建て住宅や飲食店等の業務用案件を巡る利益供与についても規律の対象。
 - ✓ 無償貸与以外の利益供与としては、ガイドラインでも、様々な形態が該当することを既に説明済み。
<取引適正化ガイドライン(抜粋)>
“利益の供与には、設備の無償貸与や安値提供、フリーメンテナンスサービス等の物品・サービスの提供に加え、紹介料等の名目による切替え手数料の支払い、回収代行手数料等の名目によるLPガス料金の一部のキックバック、LPガスボンベ置き場の賃借料や広告宣伝費等の名目による金銭的な利益の提供が含まれる”
 - ✓ パブリックコメントでは、例えば、①LPガス事業者の切替え時に、消費者の代理人となって切替え交渉を行う業務や、消費者による訴訟費用を負担する行為、②1円給湯器（安値販売）、③給湯器等の設置工事費等が過大な営業行為の制限に係る規律との関係で問題となるかとの質問があったが、共通する考え方としては以下のとおり。
 - 上記いずれの例であっても、
 - 1) LPガス消費者との契約確保を目的として過大になされる場合や、
 - 2) 当該買取りに係る費用が違約金に含まれるなどして高額となり、LPガス事業者の切替えを不当に制限する場合は、過大な営業行為の制限に係る規律との関係で問題となりうる。
 - 違法性の判断に際しては、取引の内容や影響など様々な要素を総合的に勘案することとなるが、例えば、LPガス販売契約の切替えを長期にわたって阻むこととなるかどうかは重要な考慮要素。
 - ✓ 今後、通報フォームに寄せられた情報や各種調査結果等を活用し、WG等の公開の場で、市場監視・モニタリングを実施していくこととしている。その場での議論や、個別事案の判断事例の積み重ね等も踏まえて、問題となる行為の考え方や具体例を提示していく（ガイドラインにも適時反映）。

<貸付配管と新たな規律との関係>

※ いわゆる「貸付配管」と新たな規律との関係についても事業者間で認識が異なる等、各種質問が寄せられているところ、改めて考え方を整理すると、以下のとおり。

- ✓ いわゆる「貸付配管」については、消費者によるLPガス事業者の選択を阻害しうるものであることから、今後の新規契約においては、建物所有者と配管所有者を一致させ、貸付配管は行わない方向で取り組んでいくことが大前提。 ※ガイドラインでも「望ましい行為」として位置づけ。
- ✓ その上で、新たな規律との関係を整理すると、ガス配管について、
 - 1) 当該設備の貸与契約等が、LPガス消費者との契約確保を目的として過大になされる場合や、
 - 2) 当該設備の貸与契約等に、高額な違約金規定や当該設備の高額な買取り条項等が含まれており、消費者によるLPガス事業者の選択を不当に制限するような場合は、過大な営業行為の制限に係る規律との関係で問題となりうる。
- ✓ 加えて、三部料金制に係る規律との関係においても、設備費用の外出し表示や計上禁止規定の対象となる。
- ✓ 以上の規律により、いわゆる「貸付配管」をめぐる課題については、一定の改善が期待される。
- ✓ なお、当分の間、貸付配管をめぐる取組状況や課題の有無等についてモニタリングを継続し、例えば3年後（2027年）を目途として、制度上の対応の要否を検討していく方針。

<オーナーや不動産管理会社から利益供与を求められた場合>

(質問例) 2024年7月2日より前に締結された無償貸与契約等(既存契約)に基づき、ガス給湯器等の貸与設備の交換をLPガス事業者負担で行うことを求められた。負担しない場合はLPガス事業者を切り替えると言われているが、どうすれば良いか。

- ✓ まずは、取引先となる不動産関係者に対し、今回の制度改革の内容について、例えば以下の文書等をもとに説明し、商慣行是正に向けた取組への理解と協力を求めることが重要。
 - 令和6年5月17日付け文書：国土交通省から、不動産関係業界に対し、LPガス事業者に液石法違反に該当する利益供与を求めることは行わないよう通知が発出されていること。
 - 液石法施行規則第16条第15号の9において、
 - ・ 賃貸物件においては、ガス給湯器などガス消費設備等に係る費用は、建物所有者が本体負担すべきものとの趣旨が盛り込まれていること。
 - ・ 加えて、賃貸物件に係るLPガス販売契約においては、ガス給湯器等の設備の交換に要した費用は、LPガス料金として請求することは禁止されること。
 - 資源エネルギー庁の「取引適正化ガイドライン」において、“オーナー等に対する利益供与行為については一切行わない方向で取り組んでいくことが望ましい”とされていること。
- ✓ その上で、LPガス事業者においては、
 - ① 当該設備交換に応じることが、過大な営業行為に該当しないと対外的に根拠をもって説明でき、それが第三者から妥当であると評価されるかどうか、
 - ② 2025年4月2日以降に締結される、賃貸物件に係るLPガス販売契約においては、ガス給湯器等の設備であっても、その交換に要した費用をLPガス料金に上乗せして回収することはできなくなる点について十分考慮した上で、適切に判断することが必要。
- ✓ なお、取引適正化ガイドラインにあるとおり、資源エネルギー庁としては、“オーナー等に対する利益供与行為については(過大かどうかに関わらず)一切行わない方向で取り組んでいくことが望ましい”というスタンス。懸念される動きについては個別具体的に情報提供いただきたい。いただいた情報等も踏まえ、国土交通省等とも連携しつつ、公開モニタリングの場で議論する等、商慣行是正に向けた環境整備に取り組んでいく。

立入検査時の確認内容

1 業務体制について

法令順守に向けて社内体制など構築しているか。

【確認書類】 ○取組宣言 など

2 賃貸借契約前の料金表等の提示

(1) 賃貸借契約締結前に、直接又は建物所有者等を通じて料金表等を事前提示するよう努めているか。 ※努力義務

(2) 賃貸集合住宅等においては、下記の事項に取り組み、不動産関係者（オーナーや不動産管理会社等）から消費者に対し適切に情報提供されるようにしているか。

a. 日頃から、LPガス料金表等の情報を不動産関係者に提供しているか

b. 情報提供した料金の変更時は遅滞なく変更後の料金表を提供しているか

c. 問い合わせ時に、適切かつ迅速に対応しているか。

【確認書類】 ○ホームページ又は店頭への掲示

○不動産関係者への料金表の提供時の記録

○一般消費者からの直接照会に対する情報提供実績 など

立入検査時の確認内容

3 過大な営業行為

(1) 利益供与の制限

一般消費者等に対して、正常な商慣習を超えた利益を供与していないか。

ア 事業者切替えの条件として様々な名目による利益供与を行っていないか。

イ 消費者に対して値上げ前提で安価なLPガス料金を提示していないか。

●利益供与の例

(例1) 設備の無償貸与や当該設備のフリーメンテナンス契約

(例2) 無償貸与設備以外のフリーメンテナンス契約

(例3) ガス料金の一部キックバック

(例4) ガスボンベ置き場の賃借料支払い

【確認書類】 ○固定資産台帳 (計上されている設備から所有物を確認)

○営業費用や損金として会計処理された記録

○リース会社への支払い記録 など

立入検査時の確認内容

3 過大な営業行為

(2) 切替え制限

事業者と建物所有者又は消費者等との間で、消費者の事業者変更を制限するような貸与契約等を締結していないか。

ア 事業者変更を制限するような条件を付した契約等の締結の禁止

イ 消費者からのガス販売契約の解除や契約の自動更新拒否に応じない、若しくはそれらの手続方法を明示しないなど、消費者の事業者選択を阻害する行為をしていないか。

ウ 今後の新規契約では、建物所有者と配管所有者を一致させる（いわゆる「貸付配管」を行わない）方向で取り組んでいるか。

● 事業者変更を制限するような貸与契約の例

- ・ 契約の解除を一切もしくは長期間許容しない期間や条件を設けること
- ・ 契約の解除に関して、高額な違約金、貸与設備等の買取条項や返金条項を設けること
- ・ 消費者からの申出がない限り契約期間終了時に自動更新する契約で、更新拒否の期間を極く短期間とすること

【確認書類】 ○設備貸与契約書 ○メンテナンスフリー契約書 など

立入検査時の確認内容

4 消費設備以外又は賃貸物件の設備料金への計上禁止 (R7.4.2施行)

- (1) 消費者に対し、消費設備に係る配管及びガス器具等の設置等に係る費用以外の費用（エアコンやインターホン等）を請求していないか。
- (2) 消費者に対し、建物所有者等が本来負担すべき費用を請求していないか。
※事業者と消費者の間で費用負担方法について合意ある場合（主にガス漏れ警報器の貸与料金）は除く

- 【確認書類】
- 物件毎の料金算定方法・その考え方
 - 近隣の集合物件での料金格差の有無、その理由
 - 料金決定の社内稟議書 など

最後に

- どのような行為や契約条件が「正常な商習慣を超えた利益」に該当するかについて、現時点では定量的な基準設定がないため、今後検査を行っていく中で、個別事例ごとに総合的に判断することになります。
- 判断に迷う事例がありましたら、県消防安全課産業保安室までご相談ください。

- LPガスの消費者に不利益をもたらすと考えられる商取引に関する情報を把握された場合は、LPガス商慣行通報フォームへ情報提供ください。

URL：<https://mm-enquete-cnt.meti.go.jp/form/pub/shigen-nenryo/tsuhoform>

※通報頂いた内容は、今後取りまとめられて国から県に情報提供いただく予定です。必要に応じて立入検査等を実施します。



LPガス商慣行
通報フォーム
(資源エネルギー庁)